平成２４年（フ）第９１３１号
東京都世田谷区弦巻３丁目９―22―204
破産者　関根　雅幸
1　決定年月日　平成24年10月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９１５８号
神奈川県横浜市磯子区森が丘２丁目12―22
破産者　橋爪ひとみ
1　決定年月日　平成24年10月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９３１５号
東京都練馬区光が丘１丁目２―1021
破産者　日高　健一
1　決定年月日　平成24年10月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９３２５号
東京都大田区南六郷１丁目１－８―305
破産者　高橋　卓也
1　決定年月日　平成24年10月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９３５４号
東京都八王子市下柚木２丁目29―15―401
破産者　馬場　孝幸
1　決定年月日　平成24年10月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９３５５号
東京都八王子市下柚木２丁目29―15―401
破産者　馬場　真理
1　決定年月日　平成24年10月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９３５６号
東京都港区南青山２丁目22―14―1005
破産者　川上　賢一
1　決定年月日　平成24年10月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９３６７号
東京都練馬区光が丘２丁目４―10―1011
破産者　白石　悦子
1　決定年月日　平成24年10月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９３９０号
東京都府中市天神町２丁目13―１―101
破産者　岩元　照司
1　決定年月日　平成24年10月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９３９１号
東京都府中市天神町２丁目13―１―101
破産者　岩元　朱實
1　決定年月日　平成24年10月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９３９５号
東京都杉並区天沼３丁目11―10
破産者　瀬川　由紀
1　決定年月日　平成24年10月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９４２０号
東京都江東区東砂３丁目16―７―101
破産者　金子　直伸
1　決定年月日　平成24年10月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９４２９号
神奈川県横浜市青葉区あざみ野南１丁目16―３―204
破産者　青山江美子
1　決定年月日　平成24年10月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９４３９号
東京都大田区大森西３丁目１―16―807
破産者　安藤　和貴
1　決定年月日　平成24年10月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９４４０号
東京都墨田区立花６丁目２―15
破産者　谷　　貞広
1　決定年月日　平成24年10月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９４５１号
埼玉県南埼玉郡白岡町大字白岡804　レオパレスＧＯＬＤ301
破産者　加地　俊彦
1　決定年月日　平成24年10月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９４５２号
東京都大田区羽田２丁目28―４
破産者　中山　健二
1　決定年月日　平成24年10月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９４６０号
東京都東久留米市中央町１丁目14―29―201
破産者　長濱　征史
1　決定年月日　平成24年10月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９５１２号
東京都品川区北品川１丁目３－６―1103
破産者　山際比呂司
1　決定年月日　平成24年10月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９５８６号
東京都江東区亀戸６丁目45―７―501
破産者　伊佐治伸英
1　決定年月日　平成24年10月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９６８９号
埼玉県戸田市氷川町２丁目８―28―507
破産者　園田　敦子
1　決定年月日　平成24年10月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第６７８号
川崎市高津区新作４丁目16―22
破産者　日栄通信株式会社
1　決定年月日　平成24年10月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第８７１号
川崎市宮前区野川3026番地７
破産者　都築　省吾
1　決定年月日　平成24年10月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係